

まともな裁判官は「ドサ回り」

「法と良心派」の硬骨漢が、間違っても最高裁判事にならないよう、地方勤務で飼い殺す。まさに「絶望の裁判所」だ。

稼働中の原発を止める裁判官が初めて現れた。一方で、東京電力福島第一原発事故などなかったかのように、いとまたやすく原発の再稼働を認める裁判官もいる。この違いはどこから来るのか。2回にわたってレポートした「安倍独裁」許す最高裁の番外編として、裁判官の「良心」に踏み込んでみたい。

「規制委」にコケにされた山本裁判長

憲法76条3項には「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される」と定められている。裁判は国などの影響を受けない裁判官が法と良心に基づいて行うはずだが、福島の事故後、原発再稼働をめぐる判断は大きく揺れ、国などに配慮したとみら



樋口英明氏



山本善彦氏

れる判断もある。順に検討する。

まず大阪地裁が2013年4月、関西電力大飯原発3、4号機の再稼働差し止めを求めた周辺住民の仮処分申し立てを却下(①)。住民側は即時抗告したものの、大阪高裁は14年5月に却下した(②)。

同月、福井地裁は周辺住民が大飯3、4号機の再稼働差し止めを求めた訴訟の判決で訴えを認めた(③)。原子力施設の設置許可取り消しや運転差し止めを命じた司法判断は、高速増殖炉もんじゅ訴訟の名古屋高裁金沢支部判決(03年1月)と北陸電力志賀原発2号機訴訟の金沢地裁判決(06年3月)に続き、3件目だった。

「①は事故後の緊急安全対策に合理性があるとし、②は事故後に新設された原子力規制委員会が再稼働の可否を審査しているの、その結論が出る前に裁判所が差し止めるのは相当でないとした。③も規制委の審査中だったが、福島のような事故が起きる可能性が万が一にでも認められる場合は差

し止めるという新たな判断の枠組みを示し、地震対策に構造的欠陥があるなどと断じ「た」とベテランの司法記者は解説する。

その後、大津地裁は14年11月、大飯3、4号機と関電高浜原発3、4号機の再稼働差し止めを求めた周辺住民の仮処分申し立てを却下(④)。これに対し、福井地裁は申し立てを認め、15年4月の決定で高浜3、4号機の再稼働を差し止めた(⑤)。

前出の記者によると、仮処分は訴訟の判決確定までに現状が変更され、勝訴しても権利の実現が不可能または著しく困難になる場合に認められる。原発の運転を差し止めた仮処分は初めてという。③と⑤の裁判長はどちらも樋口英明氏(63)。

一方、新規制基準に基づく審査を最初に通過した九州電力川内原発1、2号機について、鹿児島地裁は15年4月、再稼働の差し止めを求めた周辺住民の仮処分申し立てを却下(⑥)。同年8月に1号機、10月には2号機が再稼働した。

■福島第一原発事故後の原発再稼働をめぐる主な裁判

年	月	裁判	裁判所	裁判長	判断
①	2013	4	大飯原発3、4号機差し止め仮処分決定	大阪地裁 小野 憲一	却下
②	5	①の即時抗告審決定	大阪高裁 大野 圭介	却下	
③	2014	4	大飯原発3、4号機差し止め訴訟判決	福井地裁 樋口 英明	差し止め
④	11	大飯原発3、4号機と高浜原発3、4号機差し止め仮処分決定	大津地裁 山本 善彦	却下	
⑤	2015	4	高浜原発3、4号機差し止め仮処分決定	福井地裁 樋口 英明	差し止め
⑥	12	川内原発1、2号機差し止め仮処分決定	鹿児島地裁 前田 郁勝	却下	
⑦	12	⑤の異議審決定	福井地裁 林 潤	差し止め取り消し	
⑧	2016	3	高浜原発3、4号機差し止め仮処分決定	大津地裁 山本 善彦	差し止め
⑨	4	⑥の即時抗告審決定	福岡高裁 宮崎支部 西川知一郎	棄却	



前田郁勝氏



林潤氏



西川知一郎氏

同年12月には、樋口裁判長とは別人が裁判長の福井地裁が⑤の決定に対する異議を認め、高浜3、4号機の再稼働差し止めを取り消した(⑦)。

高浜3、4号機も新規制基準による審査を通過し、

今年1〜2月に再稼働したが、大津地裁が3月の決定で、周辺住民の仮処分申し立てを認め、運転を差し止めた(⑧)。仮処分は直ちに発効するので、関電は3号機を停止させた(4号機は決定前に緊急停止)。

前出の記者によると、④と⑧の裁判長はどちらも山本善彦氏(61)。④の決定では「規制委がいたすらに早急に新規制基準に適合

ことを求めている。避難計画を審査しないことだけ見ても、新規制基準が「世界で最も厳しいレベル」でないことは明らかだ。大津地裁が⑧の決定で言及した避難計画の有効性は重要な論点であり、追加した判断の枠組みとともに、今後の裁判に影響するかもしれない」と話している。

「エリート裁判官」は原発を止めない!

今年4月、福岡高裁宮崎支部が⑥の決定を不服として住民側が申し立てた即時抗告を棄却(⑨)。これで原発の周辺住民から見ると、3勝6敗となった。敗訴させた裁判長は、結果的に⑧の勝訴を導いた④を除くと、①小野憲一氏(59)、②林圭介氏(64)、⑥前田郁勝氏(58)、⑦林潤氏(46)、⑨西川知一郎氏(56)の5人。

裁判所関係者によると、小野氏は最高裁で判事を補佐する調査官や管内の裁判官人事をほぼ事実上決める大阪高裁事務局長などを務め、林圭介氏は法務省に出向し、訴訟で国側の代理人を務めたことがある。

林潤氏は最高裁民事局付として判決・決定の収集、例えば原発訴訟といった特定分野の裁判官協議会資料の作成などをしてきた。西川氏は最高裁の行政局付、調査官、大阪国税不服審判所長などを歴任した。

関係者は「いずれも裁判所エリートで、裁判官というよりも司法官僚。裁判長が結論を左右するケースがほとんどで、若くして樋口氏の後任となった林潤氏や次は関西のどこかの所長といわれている西川氏は、仮処分や即時抗告を退けるために着任したようなものだ。前田氏は36歳で裁判官となり、鹿児島地裁で初の裁判長に。最高裁判務こそないが、手堅いと評判で、間違っても原発を止めることはないと思われたのではないか」と明かす。

原発を止めた樋口、山本両氏は、最高裁や法務省はもとより、東京勤務さえなく、2人が歩んできたその道は住民側を敗訴させた裁判長たちとあまりにも対照的だ。

樋口氏は83年に裁判官となり、福岡、静岡、宮崎各地裁、和歌山家裁田辺支部、田辺簡裁、大阪地裁、熊本地裁玉名支部、名古屋地裁、大阪高裁などに勤務。12年4月、福井地裁で初めて裁判長となった。⑤の決定を最後に名古屋家裁へ異動した。

山本氏は88年に裁判官となり、大阪地裁、横浜地裁川崎支部、神戸地裁、鹿児島簡裁、鹿児島、福岡両地裁、大阪高裁などを経て山口地裁の裁判長に。大津地裁の裁判長となつたのは14年4月から。

「どちらもまじめに訴訟と向き合い、国や



井戸謙一氏



後津順子氏



片野悟好氏



藤山雅行氏

どを歴任し、東京地裁で行政訴訟を担当する裁判長となったが、そこで国敗訴の判決を次々と出した人もいる。

る。広島高裁岡山支部の片野悟好氏(64)。格差が拡大したことについて「国会の怠慢であり、司法の判断に対する甚だしい軽視というほかない」と指摘した。

片野氏は後津氏の同期で、千葉地裁、山形家裁、東京、静岡、青森、横浜、新潟各地裁、東京高裁などに勤務後、さいたま地裁の裁判長を経て広島高裁岡山支部へ。

「後津、片野両氏もドサ回りの『法と良心派』。国会への配慮などなく、司法の役割を堂々と果たした」と裁判所関係者。

しかし最高裁には、1票の格差が違憲状態となり、それを是正するために必要な合理的期間が経過しない限り「違憲」としないという判断の枠組みがあり、最高裁によってこの二つの判決は破棄された。最高裁は「段階的な見直しを積み重ねることも、国会の現実的な選択として許される」などと立法府に最大の配慮を示した。

「国破れて3部あり」の藤山裁判長

東京都内の弁護士によると、最高裁の民事局付、行政局参事官、行政局第一課長な

大企業に厳しい判断をするので、ドサ回りをさせられてきた」と関係者はみる。

福島事故前に原子力施設を止めた裁判長2人も最高裁判務などなく、似たような経歴だ。もんじゅの設置許可を取り消した名古屋高裁金沢支部裁判長の川崎和夫氏(69)は弁護士から裁判官に転じ、宇都宮、東京両地裁、秋田地裁大曲支部などを経て水戸地裁と東京地裁八王子支部で裁判長を務め、高裁金沢支部へ。もんじゅ訴訟後、熊本家裁所長で退官した。

「1票の格差」で選挙無効判決

志賀原発2号機の運転を差し止めた金沢地裁裁判長の井戸謙一氏(62)も神戸、甲府両地裁、福岡地裁小倉支部、大津地裁彦根支部、大阪地裁、山口地裁宇部支部、京都地裁などを経て金沢地裁で初の裁判長。その後、京都地裁の裁判長などを務め、福島事故直後の11年3月末で退官した。

原発訴訟に詳しい弁護士によると、もんじゅ訴訟も志賀原発訴訟も上級審で住民側が逆転敗訴した。原発は止まることなく運転を続け、福島事故に至った。

井戸氏は「司法に裏切られた」という声を聞き、高浜原発訴訟などの弁護士に加わった。最高裁が伊方原発訴訟で示した判断

判長となったが、そこで国敗訴の判決を次々と出した人もいる。

99年から東京地裁の裁判長を務めた藤山雅行氏(62)。国敗訴は▽連続企業爆破事件の死刑囚から牧師への手紙を許可しないのは違法、▽アフガニスタンの少数民族ハラザ人やクルド人の難民申請を認めないのは違法、▽住宅金融専門会社への貸付金をめぐり日本興業銀行に約1477億円を追徴したのは違法、▽官舎がある国有地ではなく、隣の民有地を公園入り口通路とする事業認可は違法、▽旧制度の影響による障害基礎年金の差別を放置したのは違憲、▽小田急線の高架方式による複数線化の事業認可取り消しなど。

小田急線訴訟では、原告となれる資格(原告適格)を広げ「騒音問題解消などよりも利便性向上を優先するもので、事業費も慎重な検討を欠き、法的に重大な瑕疵がある」と指摘した。

さらに藤山氏は、圏央道建設に伴う東京都あきる野市の土地取用を認めた判決の取り消しを求めた住民訴訟をめぐり、工事を

の枠組みを踏襲しつつ、原発を止めた山本氏の決定を高く評価し、それが別の裁判に影響することを期待しているという。

「ドサ回り裁判官のまともな判断は原発訴訟だけではない」(裁判所関係者)。1票の格差が最大2・43倍だった12年衆院選について、広島高裁は13年3月、法の下の平等を定める憲法14条に違反し、広島1、2区の選挙は無効という判決を言い渡した。選挙無効の判決は戦後初めてだった。

1票の格差をめぐり、最高裁は各都道府県にあらかじめ1議席配分する「1人別枠方式」による09年衆院選の最大格差2・30倍を「違憲状態」と認定して是正を求め、国会は「0増5減」の改正法を成立させた。12年衆院選には適用されず、最大格差は拡大。こうした経緯を広島高裁は「民主的政治過程のゆがみは重大で(司法の)違憲審査権も軽視している」と批判した。

裁判長の後津順子氏(65)は78年に任官後、京都地裁、岐阜家裁、大阪、津、名古屋、東京各地裁などに勤務し、名古屋、岐阜両地裁と名古屋家裁で裁判長。名古屋地裁豊橋支部長、那覇家裁所長を経て広島高裁の裁判長となった。

この広島高裁判決の翌日、続けて12年衆院選で選挙無効の判決を出した裁判長がい

差し止める決定をした。「国の事業認定が適法かどうかを見極めるまで工事強行は不当」という理由からだ。

この弁護士は「法と良心に基づき、国への配慮など微塵もなく、事業認可を取り消し、工事を差し止めた。こうした司法判断に驚いた国の役人は多かつたという。藤山氏は民事第3部の裁判長なので、国破れて3部あり」と言われた。藤山氏による国敗訴の判決、決定の多くは高裁で取り消されたものの、小田急線訴訟で広げた原告適格は法改正につながった」と評する。

藤山氏は東京地裁の裁判長から東京高裁の陪席裁判官に転じ、その後は千葉地裁の裁判長、横浜地裁川崎支部長、津地・家裁所長、名古屋家裁所長を経て、現在は名古屋高裁の裁判長を務めている。

前出の司法記者は「このように『法と良心派』の裁判官が間違っても最高裁判事にならないよう、ドサ回りをさせる一方、立身出世を目論んで、国などに配慮する裁判官たちが主流派を形成している。元裁判官瀬本比呂志氏の著作名にあるように、正に『絶望の裁判所』だ。この状態から脱するには、裁判官は経験10年以上の弁護士や検事から登用し、純粋裁判官による司法官僚組織を改革するしかない」と提言する。